

第6回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月25日(水) 午後13時55分～午後14時50分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室
- 3 出席委員
1番 西村 恒男 2番 矢頭 恵造 3番 藤本 賢治 4番 原 泉
5番 山田 政文 6番 平山 正幸 7番 斧田 孝久 8番 小俣 好三
9番 小宮 広督 10番 久嶋 昇 11番 安藤 睦美 12番 小俣 英二
13番 三枝 正幹 14番 庄司 有紀
- 4 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 議案第16号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件
議案第17号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件
議案第18号 非農地証明書交付申請に対し承認を求める件
日程第3 報告第5号 転用確認証明交付に関する報告
日程第4 その他
- 5 農業委員会事務局職員
事務局長 岩村 知哉 主幹 岸野 力也 会計年度職員 岡部 啓三
- 6 会議の概要

事務局 皆さんお集まりになりましたので、始めたいと思います。互礼を行いた
いと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

それでは只今より、令和7年第6回農業委員会総会を開催いたします。
会長あいさつ、西村会長よろしく申し上げます。

会 長 本日は暑い中、お集まり頂きましてありがとうございます。
始に2階で元メジャーリーガーの村上雅則さんとそれから真木出身の
小林雅英さんの展示会をやっています。

今日はお本人がいらっしゃりますので、是非時間が有ったら訪ねて下

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
8番、小俣 好三委員、10番、久嶋 昇委員を指名致します。

日程第2 議案第16号

議長 日程第2、議事に入ります。
議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第16号、農地法第3条の申請番号1について説明します。
議案書の1ページ、2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇西隣になります。

譲渡人は、相続により本件土地を取得しましたが、現在は市外に住んでおり管理が難しい事から、地元不動産屋を通じて譲受人を探していたようです。

譲受人は、地元に住んでおり、本件申請地を贈与により取得し、果樹園・露地野菜栽培を計画しております。

以上ですけど、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 場所は〇〇〇〇〇の西側で、写真の部分がそうなのですが、公図で見ると分かるのですが大分ややこしくて、好意にしているから一寸聞いて来たのだけれども、間に入った仲介している不動産屋さん、今事務局で説明が有ったように、相続した人は〇〇に住んでいて普段仕事は〇〇なので単身赴任しているようなのですよ、とても管理は出来ないという事で贈与と言う事でやるのだけれども、〇〇さんと言う人は〇〇年近く前に〇〇の方から引っ越して来た人で、お父さんが一昨年位に亡くなった

のですよ、この方がお母さんと一緒に居るのですが、今回これを貰ってやるという事で、〇〇さんも非常に困っていて、良かったなと言う話なのです。

これ公図で見ないと分からないのですが、もう 1 人困っている人がいて、車線の右側に道路が有ります細い、上に向かって、この道路は〇〇の〇と言う土地を通過しているのですよ、ここに有る赤道はこの車線の中に入っていて、実際通っているのは手前の細長い土地が有るので、それが道路になっていてと言う事なのです。

この間、現地を見た時にはそういう話は聞いてなかったからそういう事なのです。

じゃあ赤道は何所に有るかと言うと、農地の内側に要するに入っている、と言う事で地籍は終わっているからはっきりはしているのだけれども、その土地を食い込んでいる形でこの図面は出来ている。

確かに公図でてらして見ると、膨らんでいるのですよ、皆さん持ってないので分からないけれども、事務局の方で今見れば直ぐ分かるけど、公図は逆にへこんでいると思うのです。

議長

へこんでいます。

山田委員

だから、〇〇の〇と言うのがこっちに入っている。

実際、通っているのは〇〇の〇と言う土地を通過しているという事なのです。

その〇〇の〇を持っている人も〇〇歳で、〇〇〇に住んでいて困っていると言う話なのです。

実際道路に使っているから、何かあった時には協力してくれると言う、不動産屋さんの話なのですよね、そういうみんなが助かるという言い話なので、一寸ややこしい部分が有るのですが、そんな状況のようです。

一寸その辺は何で農業委員会にかからなかったのか。

三枝委員

境が分かりにくいという事でしょう。

境が公図のと通りの境と道路が入っているから。

車線の着いている車線が違うという事でしょう。

山田委員

この土地は原野なのです。これ農地だったら両方かかるのです。

それは原野だから、この図面は正確に言うと〇〇の〇を含んでいるよ
と言う事です。

赤道が取り込まれていると言う事です、細かい話ですけど。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

はい、平山委員。

平山委員 実際使う時にも、当然赤道を避けている。

赤道を使うとしたら、赤道の管理者の大月市に対して付け替えをする
のか、それとも借りるとかそういうあれは出て来ると思うのですが、そ
ういう情報はどうなのでしょう。

事 務 局 この間、現地確認に行った時に、多分この地図一寸あれなのですが、
車線が引いてあるところの右側に家が入っているのですね、そこを本来
右側に車線を入れてはいけない所に入れてしまっているの、公図と合
わなくなってしまうので、今膨らんでいる状態なのです、こちら
の地図が。

平山委員 と言う事は、中に入っている筈ですよ、その方は使わないですよ。

事 務 局 また確認はしますが、使わないとは聞いています。

平山委員 使わないですよ。

事 務 局 使いません。

平山委員 その辺の事は確認をして、もし使うのだったら、支障が無いようだつた
ら、市に申請をして賃借料を払うという指導をお願いします。

議 長 他に何かありますか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号2について事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請番号2、議案書の1ページ、4ページの地図と5ページの写真を併
せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇から南に〇〇m程に位置します。

譲渡人は、相続により本件土地を取得しましたが、現在は県外に住んでおり管理が難しい事から、申請地と隣接している譲受人へ贈与するものです。

譲受人は今後、妻と二人で露地野菜の栽培を計画しております。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員 私、一緒に行けなくて土曜。日曜に行って参りました。

この写真を見て頂きたいのですが、建物が〇〇〇〇さんの家ですね、〇〇㎡と言う事で随分小さいのですが、管理しながらしていたのですが、こんな小さい所で家庭菜園に気を持った位の面積でございませうけど、そこの中でキュウリとかそういう物を作りたいとそういうふうな希望でございます。

こういうほんの僅かな所で、家庭菜園にしたいような所と言うのは、これからも出て来るのではないかと思いますけど、とりあえず問題は無いと思うのですが、何れにしても〇〇さんは〇〇の方に住んでいまして、土地が有っても仕方がないという事で〇〇さんの所にやっというと事になったようです。

一応、権利としては贈与と言う形になってはいますが、何れにしても〇〇㎡狭い土地では有りますが、本人としては片付けたいと言うような希望が有ったのではないかと思いますけど、そんな処でご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、申請番号3について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号3、議案書の1ページ、6ページの地図と7ページの写真を併

せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は田で面積は〇〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇から南に〇〇m程先に位置します。

譲渡人は、本件土地を高齢になり耕作する事が困難となったため、当該地を貸与している譲渡人へ売却するものです。

譲受人は現在、当該農地を田として借地しており、水稻を栽培しております。

その他にも当該農地を含め周辺農地において〇〇〇㎡程、水田として借地しておるようで、水稻を栽培しているため、今後、当該地を取得する事で、安定的かつ計画的な耕作と効率的な作付けの拡大を目指しております。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の小俣好三委員をお願いします。

小俣（好）委員 まず写真を見て頂きたいと思いますが、これは〇〇〇の〇〇の方から見た写真で有ります。

遠くの方にガードレールがずっと有るのですが、この右側に〇〇〇〇が有って、〇〇〇が有って、〇〇〇からずっと登って来た所、このガードレールの有る所ずっと登って行くと〇〇地区・〇〇に繋がっております。

この土地ですけど、今度は地図の方で、余談になりますけど、1年半程前に自然農法の人達が土地を借りて、私が調べてこんな荒れ地に種を蒔いただけでは駄目だよと、そんな報告をした事が有るのですが、その土地が〇〇と書いて有る所がその土地なのですね、実はそこももう借りていた人達が返して元の地主に戻っている事を、私、事務局から聞いていました良かったなと思っているのですが、もう既にそこも耕しているのですね、この〇〇さんが。

で〇〇さんは、自宅は〇〇〇の一寸下手に〇〇〇の下手に〇〇〇〇〇〇〇〇の弟さんになるのですよね、立派な2階建ての〇〇〇を作ってそこ

に住んでいらっしゃるようです。

この辺の所で、この地図の 6 ページと書いて有る所辺に既に昨年田圃を借りて重機でその所を綺麗に直して田圃にして 2 枚ほど田圃を作っていて非常に熱心に〇〇を使ってしていると言う事ですけど、田を耕しているのですよね、で実はこの周りを少し整理して借られる所は借りて、そこで米騒動が有ったりして刺激されたかどうか私は良く分かりませんが、お米を確保して何とか生活の足しにしたい、あるいは売りたいというような事のようなようです。

問題の土地ですけど、〇〇さんと言う私の地区の直ぐ近くに住んでおりますけど、その周りにも沢山、先祖から受けた土地が有りまして、年も私より一つ下でとても耕すことは出来ない、〇〇さんは出てしまっていますので一人で耕すという事ですが、全然耕す事が出来ないので、要求に応じて手放す。

二束三文で手放しているというような話を聞きました。

そんな事で、事務局から色々頂いた書類を見てもきちっと処理されていますし、これから〇〇〇〇にこの〇〇さんは、〇〇の方に土地を提供してもらい道を入れて、皆さんが耕すのだったらその道を活用して田圃を作ってください、もし出来なければ私が借りて耕しますよと言うような、そんな話もしているようですね。

この辺の地主は非常に有り難がっているようです。

そんな状況もあってこの土地を取得して、ここを広く何とか田圃が出来るようにと言うような事であるようでございます。

そんな状況を調べて来ましたがけれども、話がうまく進むようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願ひます。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

り、譲受人の所有地が起業地になりました。

譲受人は、当該地に有った〇〇〇〇〇息子の〇〇と〇〇〇〇〇のため、残った所有地では〇〇〇の確保が難しい事から、隣接する申請地を譲り受けて〇〇〇を確保する事としました。

譲渡人 2 名は、持分 1/2 ずつ相続しておりますが、現在県外に居住しております。

今般、譲渡人と譲受人との契約が合意に至った事による申請でございます。

譲受人は、近隣の方々とは昔から良好な関係を築かれているようなので特に問題は無いものと思われまます。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の小宮 広督委員をお願いします。

小宮委員 17 日に一緒に行って来ました。
場所は今説明が有ったように、〇〇〇〇に向かう〇〇を行った所です。
昨年〇月の案件で〇〇〇の申請が有った奥の農地です。
事務局の説明にも有ったとおり、大月市の〇〇〇〇に伴う事でもあり、問題無いと思われまますので、審議の程よろしくをお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。
他に無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号 3 について事務局に説明を求めます。
事務局 議案書の 8 ページ、13 ページの地図と 14 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇と〇〇〇番〇、地目は畑で併せて面積は〇〇〇㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方向に向かって、〇〇〇〇〇〇手前

〇〇m右側の〇〇沿いです。

転用目的は、個人住宅の建設です。

譲渡人〇〇〇〇と譲受人〇〇〇〇は〇〇関係で有ります。

現在、譲受人夫婦は〇〇〇の〇〇〇〇に居住しておりますが、父親が高齢になってきたため、移住を検討し申請地に住宅の建築を計画したよう
です。

申請地は、〇〇㎡を超えておりますが、高低差が有り石積の擁壁部分・
進入路等の利用不可面積を要するため、県農務事務所へ確認しところ、
問題ないとの回答を頂いております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当
委員の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員 土曜・日曜で行って参りました。

今、これ始めてみたのですけど、〇〇〇〇さん譲渡人、それと〇〇〇〇
さんと〇〇関係ですね。

この場所はですね、自分が農地パトロールで行って、それでブルーベリ
ーが植えて有りました。

そんな事で、2・3年位見ておりますけど、その場所に住宅が建つとい
う事のようにです。

面積は大分広いのですけど、何れにしてもかなり崖と言うか、家を建て
るには建てる場所は狭いのですけど、取り付け道路とかそういう物を入
ればやはりこの位になるのではないかと思いますけどね。

一応貰った中に2階建ての家を建てるのですね。

そんな形で建てるようになっているのですけれど、〇〇〇ですので今
工事が〇月いっぱい有るらしいのですよ、この間行った時にはまだ始ま
っていなかったのですけど、それが〇月いっぱい終わってから工事に
取り掛かるのではないかと思いますけど、とりあえずそんな状況でござ
います。

別に問題は無いかと思いますけど、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 18 号

議長 続きます、議案 18 号、非農地証明申請に対し承認を求める件を上程
します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 18 号、非農地証明書交付申請について説明します。

申請番号 1、議案書の 15 ページ、16 ページの地図と 17 ページの写真
を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は併せて
〇〇〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇南側〇〇m程の所になります。

申請者は、〇〇〇〇です。

申請者は、令和〇年〇月に亡父から相続がされております。

申請地は、昭和〇〇年頃迄祖父が畑として耕作をしていましたが、昭和
〇〇年に病気のため亡くなり、その後父が相続をしましたが勤め人で有
ったうえ、昭和〇〇年〇〇月に〇〇〇へ転居したため一切耕作をせず、令
和〇年〇月に亡くなり、その後申請者が相続しましたが、〇〇〇に居住し
ているため一切耕作せず現在に至っております。

当該地は祖父が耕作をしていた昭和〇〇年代を最後に耕作放棄地とな
っております。

今回、宅地を貸している譲受人へ宅地と申請地を併せて売買するため
正しい地目に変更するための申請です。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当
委員の小宮広督委員をお願いします。

小宮委員 17 日に事務局・会長と私で現地確認に行って来ました。

場所は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇から見て、南南東というか〇〇と〇〇〇

○をまたいだ山の中腹辺りの場所になります。

事務局の説明のとおりで、既に 60 年位耕作されていなくて、山林化して農地に戻すことは不可能と思います。

審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 続きまして、申請番号 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号 2、議案書の 15 ページ、18 ページの地図と 19 ページの写真をご覧ください。

申請地は、○○○○○○○○○○番、地目は畑で面積は○○○㎡です。

場所は、○○○○○○北側○○m程先の場所になります。

申請者は、○○○○です。

申請者は、令和○年○月に亡父から相続がされております。

申請地は、亡父が昭和○○年頃に杉を植林したようです。

それ以降手入れはされないまま現在に至っております。

この度、○○○○○○○○の○○で「○○○○○○○○○○」で間伐をして頂ける事を受けての申請になります。

なお、現地は標高も有り険しい場所であるため、現地調査が出来ませんでしたので、議案書の写真・地図を参考にしてください。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、先程事務局から説明が有りましたとおり、現地調査は出来ませんでした。地区担当委員の庄司有紀委員、補足説明があればお願いします。

庄司委員 特に有りません。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員。

山田委員 場所がよく分かりません。

事務局 一寸、私共も〇〇〇〇に話しをしまして、〇〇〇〇に確認しました。

山田委員 下に何かなければ。

事務局 地図がもう少し下が無いと、おおよその場所が分からないという事ですね。

山田委員 どこだか分からないと審議が出来ない。

事務局 この下の方が〇〇〇〇の方になるのですけど。

平山委員 元々違法植林と言うか、自然林ではない。

事務局 自然林ではなくても、〇〇〇〇を使って間伐とか出来るの。保全のために。

岩村課長 〇〇〇〇は市がやるのですけど、地目を山林に変えないと、〇〇〇〇〇は使えません。

この事業は、〇〇〇〇が〇〇〇〇〇から間伐の補助金を貰って実施するもの、それも非農地通知を皆さんに認めて頂いて、地目を山林に変えてから間伐を行わないと、そうしないと〇〇〇〇〇の補助金が使えないことになります。

平山委員 そういう場合も、要は人工林でも非農地証明と言うのが可能になるのですかね。

事務局 先代の方が植えた植林なのですが、申請人が植林した訳ではないのですよね。

平山委員 本来、非農地と言うのは、人工林ではなく自然林、自然林が対象になる。こういう例外も有って良いと言う事。

事務局 事業計画の方は進めているようです。

山田委員 ここ広い現況山林だと思うのですよ、手入れのされていない山林だと、周辺の状況と言うのは分かる。

事務局 確認していないので分かりません。

山田委員 おそらくみんな似たようなものだと思うのですよね、ここだけポツンと出てきているから、そこへ行って写真を撮ることも出来ない。

事務局 また〇〇〇〇の方に確認をしたいと思います。

山田委員 そこだけポツンと道も無いような所をやったりするの。

山田委員 非農地証明を出して地目を変えないといけない、畑なのに。
岩村課長 おそらく地目を、非農地証明を法務局に持って行って地目を山林に変え
えると思います。

山田委員 職権でやる。
平山委員 職権ではなくて、山林に変えられる。
岩村課長 無償で地目を山林に変えられるので。
議 長 よろしいでしょうか。
それでは、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、承認と決定致します。

日程第3 報告事項

議 長 日程第3、報告事項を議題と致します。
報告第5号について、事務局に報告を求めます。
事務局 報告第5号について報告します。
転用確認証明書発行の報告です。
転用確認証明書の申請は2件でした。
議案書20ページをご覧ください。
申請番号1、場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番。
申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
令和〇年〇〇月〇〇日の許可で貸駐車場です。
現地を確認し転用証明書を発行致しました。
申請番号2、場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆。
申請者は、〇〇〇〇、令和〇年〇月〇〇日の許可で個人住宅です。
現地を確認し転用証明書を発行致しました。
以上、報告致します。
議 長 この件について何かございますか。
無いようですので、承認頂いたものと致します。

日程第4 その他

議 長 日程第4、その他を議題と致します。
委員の皆様から何かございますか。

無いようですから、事務局より何かございますか。

事務局 この後 3 時から視聴覚室で研修会を開催致しますので、出席をよろしく
お願い致します。

議長 以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ご苦勞様でした。

以上を持ちまして、令和 7 年第 6 回大月市農業委員会総会を閉会致します。

ご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 7 年 6 月 25 日

議事録署名委員と共に署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和7年
第6回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会